

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年5月15日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2009～2011

課題番号：21530463

研究課題名（和文） 会計倫理に対する事件史的アプローチ-不正会計の歴史的分析-

研究課題名（英文） A Historical Study on ethics of Accounting -Case Analyses-

研究代表者

中野 常男 (NAKANO TSUNEO)

神戸大学・大学院経営学研究科・教授

研究者番号：60093522

研究成果の概要（和文）：本研究では、不正会計・財務に関連する歴史的な事件を取り上げ、それぞれの事件が持つ歴史的意義を分析した。対象となる国、時代はイギリス（南海泡沫事件、東インド会社）、オランダ（チューリップ狂事件）、フランス（ミシシッピ会社事件）、アメリカ（公益事業会社規制）と様々で、それぞれ歴史的な重大性を持つ事件である。それぞれの事件において会計の持つ役割は決して主導的なものではないが、不正会計の事件においては会計の持つ道具性が強調されたことを明らかとした。

研究成果の概要（英文）：The aim of the study is to pick up some important historical cases which related to accounting and financial fraud and analyze them, and their effect, in their historical contexts. We focused on the United Kingdom (South Sea Bubble and London East Asia Company), Netherlands (Tulip Mania), France (Mississippi Bubble, or *Compagnie du Mississippi*), and the United States (Samuel Insull and Public Utilities). They all are very popular and had huge impact on the subsequent development of finance, although we found that accounting itself had a relatively minor role. In some of the cases, accounting was an instrument in promoting fraudulent financial practices.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2010年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経営学・会計学

キーワード：会計倫理, 不正会計, 会計史

## 1. 研究開始当初の背景

経営破綻の背後に不正な会計手続きや処理が存在したという事例は、洋の東西、あるいは時代を問わない。アメリカ合衆国ではエンロンやワールド・コムからリーマン・ブラザーズへ、21世紀になってからだけでも多くの大企業が破綻している。日本においても、この10年ほどの期間に山一証券やカネボウ

の経営破綻が発生し、一連の破産事件などの大規模破綻が会計の失敗と関連づけられていることは周知の通りである。エンロンではSPE（特定目的事業体）の「連結外しが」、リーマン・ブラザーズでは未上場の金融商品の評価が企業の破綻に大きく関わっている。他方、わが国でもカネボウなどの経営破綻に絡んで証券取引法に関連する刑事事件が発生

している。

これらの会計事件に対する対応もまた国内外に共通である。そして、これらの「不正会計事件」（経営者による不正な会計処理に起因する事件）に歩調を合わせる形で企業会計に関連する諸制度の改革が進められている。合衆国ではいわゆる企業改革法（サーベインズ＝オクスリー法）が制定され、わが国ではその日本版ともいわれる金融商品取引法が成立した。加えて公認会計士法も改正され、新たな職業会計士像が模索されようとしている。

これらを単純に、金銭的な利害という動機に基づく事件と総括するのではなく、ここの事件の歴史的な特殊性を理解することが必要であると認識される。

## 2. 研究の目的

なぜ現に存在している企業会計や企業統治の制度で不正会計を防止することができなかったのでしょうか。また、現在の企業会計や企業統治の制度改革は今後の不正会計を防止するのに十分なのでしょうか。本研究プロジェクトは、かかる不正会計に関連する諸問題について歴史的視角から国際比較分析に基づく研究を展開するものである。端的に言えば、本プロジェクトの目的は、これまで多数発生した不正会計事件を歴史的な視角から相対化することにある。その課程を通じて、過去の不正会計事件と比較した場合の現在の不正会計事件とそれへの対応の問題点が浮き彫りにされることが期待される。すなわち、「会計の歴史から学ぶ」のである。

そのため、具体的な不正会計事件のケースを積み上げるケース・スタディというアプローチを採用する。経営破綻という問題については、これまでも会計数値や証券市場反応を中心とした数量的な実証的研究が行われ、学会でも多数の報告が見られた。ただし、これらの研究は倒産企業をサンプルとして仮説検証を行うものであるため、不正な会計処理を行った企業は異常サンプルとなり、排除されるか否かが検討される対象となる。他方、本研究プロジェクトではむしろ異常サンプルとして排除されたケースを詳細に吟味・分析することに力点を置くのである。

## 3. 研究の方法

全体的方針として、不正会計事件のケースの蓄積に関しては、基本的に各研究分担者がそれぞれ担当する事件について責任を持つこととし、研究上必要な史料の収集についても各研究分担者が行う。ただし、イギリスと合衆国については同じ国で発生した事件を取り上げる研究分担者が複数存在すること

になるため、同一の国で生じた不正会計事件については随時研究成果に関する情報の交換と共有が行われる。この方針に沿う形で、研究プロジェクトが正式に開始される以前に、不正会計事件の分担関係を確定するための作業を行う。

それぞれの担当は、中野（イギリス・南海泡沫事件）、橋本（オランダ・チューリップ狂事件）、清水（アメリカ・公益事業会社持株会社と料金規制）、杉田（イギリス・ロンドン東インド会社）、そして三光寺（フランス・ミシシッピ会社事件）である。

## 4. 研究成果

本研究課題においては、それぞれの研究者が過去の研究経歴に合致する研究対象を選択し、それぞれが不正会計という点から分析を行った。これら個別の研究成果は歴史的・個別的なものであり、単一の単純化・一般化された結論へと集約するという作業は行っていない。

それぞれの研究の成果は次の通りである。

(1) 研究代表者の中野は、「南海の泡沫」を引き起こした「南海会社」はいかなる目的を持った会社であり、「南海の泡沫」そのものはどのような内容の事件であったのか、さらに泡沫事件の渦中に置いて「会計士」(accountant) はどのような役割を果たしたのか、という研究関心をもって、18世紀最大級のバブルである南海泡沫事件を取り上げた。南海会社とは、奴隷取引を中心としたスペイン領南アフリカ植民地とのアシェント貿易のための会社であったが、同社はイギリスの国家財政と密接なつながりを有していた。南海会社はアシェント貿易の特権と引き替えに、貴発行の流動債を同社株式に転換し、これを資本金に組み入れるという形式で設立された。設立当初からイギリスの国債の引き受け、という役割を背負わされていたのである。同社の株式は、「南海計画」という新たな国債転換計画が公表されると、同社の運命は大きく変化する。国際を株式に転換する過程で生じるであろう投機利益の獲得のため、株式への時価に基づく転換と、これによるプレミアムの獲得が企図された。その為に株価のつり上げと高水準での維持が策されることとなり、大幅な株価の上昇をもたらした。しかしながら、人為的な株価維持は長期間持続せず、このバブルはもろくも崩壊した。バブルの崩壊後、責を帰する人たちの追求が始まり、その際に被疑者側の立場の主張を会計の立場から証明する人間として、チャールズ・スネルが「監査報告書」を提出した。この「監査報告書」は世界最古の監査報告とも言われるが、それは現在の監査報告とは全く異なるものであることが示された。

(2) 研究分担者の橋本は、オランダ国立公文書館に出張し関係史料の収集を行った。連合東インド会社とチューリップバブルの直接的関係は見出せなかったものの、株式会社の嚆矢たる同社において、会計不正がその初期から問題となっていたことを見出すことができた。

(3) 研究分担者の清水は、1920年代のアメリカにおける公益事業会社の持株会社構造に注目した。公益事業会社持株会社は大恐慌中の1935年に、公益事業会社持株会社法により、その組織形態が大きく修正されるに至る。同法が成立する大きな要因が、ニュー・ディールを唱えた当時のローズヴェルト大統領であり、その攻撃対象として、サミュエル・インサルがあげられる。しかしながら、持株会社を用いた会計操作は果たして本当に利用者に高い費用をもたらしたのであるかという目的意識を基礎として、公益事業会社の料金規制に関する判例を分析した。1890年代の *Smyth v. Ames* 事件において、公益事業会社は現在の財産価値に対する合理的なリターンを要求することが出来ることが明らかとなった。その後、料金規制における適切な財産価値とは何かが問題となり、1920年代までには再制作価格が用いられるべきであるとするという合意が連邦最高裁判所において形成された。しかしながら、1920年代以降はこの *Smyth v. Ames* 事件に対する批判が徐々に高まり、1944年の *Hope Natural Gas* 事件において、財産評価の問題は裁判所が最終決定を行うべき問題ではなく、規制者に広範な権限を与えるべきであるという判断が行われた。これらの一連の裁判の過程において、徐々に会計データは利用可能となり、最終的には会計データが料金設定の基礎となるに至った。そのため、不正会計は料金決定に大きな影響を与える可能性があったが、しかしながら、裁判において一貫した争点は会社に対する資本提供者と公益事業サービスの利用者の間での利害調整であり、経営者という視点が入ることはなかった。料金規制において会計の果たす役割は限定的であったことが示された。

(4) 研究分担者の杉田は、ロンドン東インド会社における複式簿記の導入目的を財産の記録管理であると措定するならば、実際に財産の記録管理を志向して、複式簿記が運用されたのであろうかという研究関心を持って、1603年に設立されたロンドン東インド会社の会計帳簿の分析を行った。この研究では特に史料の提示、及び分析の対象となった基礎データの提示が目的とされた。具体的には、大英図書館 (British Library) に所蔵されるロンドン東インド会社の元帳 B~D (1664~1673年) に接続する、元帳 E~K (1673~1713年)、さらには元帳に対応した普通仕訳帳、現金仕

訳帳等、およそ50年に及ぶものである。これらの元帳から、帳簿締切時に残高がある輸入商品の勘定を抽出して分析を行った。問題は、売残商品がいかんにかに評価されているかであり、累計で240あまりの商品勘定を分析したところ、原価で評価されていると判断されるものは6事例 (2.5%) のみであり、半数以上 (53.1%) が売価で評価されているということが明らかとなった。

(5) 研究分担者の三光寺は、18世紀初頭におけるインド会社の会計実務のうち、収支予測に焦点を当て、これが同社の再建を通じていかに改善されたかを示している。同社の収支予測は3つの期間に区分され、分析されている。まず、第1期 (1719~20年) では、インド会社の設立を契機とする。インド会社は、絶対王政末期のフランスにおいて財政状況が逼迫する中、ジョン・ローが土地を担保としての紙幣の発行を実現すべく設立された一般銀行と時を同じくして、海外貿易圏を独占した会社である。インド会社が独占的に行うインド貿易では、貿易で利益を獲得するために厳密な収支予測を行うことよりも資金調達に関心がもたれ、現実味を持たない収支予測が資金調達のために公表された。高利益の予測はインド会社に対する投機ブームを引き起こし、株価は急激に上昇するが、バブルの崩壊とともに暴落した。ここで会計情報、すなわち収支予測は資金調のための道具となったのである。第2期 (1721~23年) はジョン・ローが国外に逃亡した後の時代である。1720年には確実な配当を行うべきであるという認識が文書で確認されていたが、これが実行に移される期間である。インド会社の債権を託された経営陣たちは、株主に対する確実な配当こそがインド会社に対する信用の回復に有効であると主張し、実際の償還や植民地での活動に関する予測を行うに至った。しかしながら、収入・支出の予測は商館ごとにばらばらであり、さらに別の推計表が作成されたため、しばしば混乱を招いた。第3期 (1725年以降) になると、統一的な会計記録の中で、全体の貿易活動状況・財産の状態、各商館の財産の状態とともに収支予測が記載されるようになる。収支予測は不確実性が伴い、その不確実性がより明確に認識されるようになったのが第3期であるといえる。その為、収支予測の表現はかえって曖昧なものへと変化していった。インド会社における会計データ、特に収支予測とは、ジョン・ロー・システムの崩壊直前の同社の会計実務の杜撰さを露わにすると共に、システム崩壊後にインド会社の経営陣が立ち向かった会計的側面からの再建の軌跡そのものであった。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

(3)連携研究者  
なし

[雑誌論文] (計5件)

- (1) 橋本武久, 「株式会社の生成と会計不正」, 商経論叢 (近畿大学), 査読無, 第59巻第1号, 2012, 頁数未定。
- (2) 清水泰洋, 「アメリカ公益事業会社規制と会計」, 国民経済雑誌, 査読無, 第206巻第2号, 2012, 頁数未定。
- (3) 中野常男, 「18世紀英国の金融不祥事と会計監査 — 『南海の泡沫』 (1720) とスネルの『監査報告書』 —」, 神戸大学大学院経営学研究科ディスカッション・ペーパー, 査読無, 2012・17, 2012, 1-29。
- (4) 三光寺由実子, 「18世紀初頭フランス東インド会社の再建と収支予測の変遷」, 会計史学会年報, 査読有, 第29号, 2011, 61-72。
- (5) 杉田武志, 「資料: ロンドン東インド会社における棚卸資産評価の実態—1664—1713年の会計帳簿を対象として—」, 広島経済大学経済研究論集, 査読無, 第34巻第3号, 2011, 153-165。

[学会発表] (計1件)

- (1) 三光寺由実子, 「18世紀初頭ジョン・ロー・システムにおける会計倫理」, 日本会計史学会第29回大会, 2010年10月, 拓殖大学。

## 6. 研究組織

### (1)研究代表者

中野 常男 (NAKANO TSUNEO)  
神戸大学・大学院経営学研究科・教授  
研究者番号: 21530463

### (2)研究分担者

橋本 武久 (HASHIMOTO TAKEHISA)  
京都産業大学・経営学部・教授  
研究者番号: 00290601

清水 泰洋 (SHIMIZU YASUHIRO)  
神戸大学・大学院経営学研究科・准教授  
研究者番号: 80324903

杉田武志 (SUGITA TAKESHI)  
広島経済大学・経済学部・准教授  
研究者番号: 80509117

三光寺 由実子 (SANKOJI YUMIKO)  
松山大学・経営学部・准教授  
研究者番号: 60549301